

# マージン率等の公開資料

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率

事業所名称	株式会社ジェーピーアイエス
事業所所在地	大阪市西区江戸堀 3-1-31 4F

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
2	2	15,400	10,200	33.8%

※マージン率

派遣先より当社に支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額がマージンである。このマージンを派遣料金で除した率をマージン率という。

・マージンに含まれる費用

No	項目	内容
1	社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
2	有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
3	運 営 経 費	健康診断費用 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	労働者の募集にかかる求人媒体費用
	就業管理費用	教育訓練、事務管理費用等
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法廷手続費用、事務費、通信費等
4	営業利益	労働者派遣料金から上記経費を差し引いたもの

2. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定について

締結しているか否かの別	締結している																													
協定の有効期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日																													
派遣労働者の範囲	<p>(対象となる派遣労働者の範囲)</p> <p>第1条 本協定は、派遣先の各業務に従事する派遣社員（以下「対象派遣先」という。）に適用する。</p> <p>2 対象派遣社員については、派遣先が変更されることが想定され、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。</p> <p>3 会社は、対象派遣社員について一労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。</p>																													
教育訓練に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練種別</th> <th>対象となる派遣労働者</th> <th>訓練方法</th> <th>費用負担</th> <th>賃金支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規採用者訓練</td> <td>雇入時</td> <td>OJT</td> <td>無償</td> <td>有給</td> </tr> <tr> <td>技能研修</td> <td>派遣中</td> <td>OJT</td> <td>無償</td> <td>有給</td> </tr> <tr> <td>職種転換訓練</td> <td>派遣中</td> <td>OJT</td> <td>無償</td> <td>有給</td> </tr> <tr> <td>リーダー研修</td> <td>入社4年目以降</td> <td>OJT</td> <td>無償</td> <td>有給</td> </tr> </tbody> </table>					訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	費用負担	賃金支給	新規採用者訓練	雇入時	OJT	無償	有給	技能研修	派遣中	OJT	無償	有給	職種転換訓練	派遣中	OJT	無償	有給	リーダー研修	入社4年目以降	OJT	無償	有給
訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	費用負担	賃金支給																										
新規採用者訓練	雇入時	OJT	無償	有給																										
技能研修	派遣中	OJT	無償	有給																										
職種転換訓練	派遣中	OJT	無償	有給																										
リーダー研修	入社4年目以降	OJT	無償	有給																										